

従 業 者 名 簿

(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日 生	確 認 年 月 日	年 月 日
本 籍		確 認 年 月 日	年 月 日
住 所	〒 電話番号 ()		
従事する業務 の 内 容 (具体的に)			
採用年月日	年 月 日	退職年月日	年 月 日
※退職事由	解雇・退職・死亡		
※備 考 (履歴等)			

注意事項

1. 常時営業所に待機している者はもちろん、必要に応じて他から派遣されてくる者等であっても当該営業所に従事している限り、従業者名簿に記載しなければなりません。
2. 従業者のうち接客に従事する者は、生年月日、本籍又は国籍等を確認し、その確認した年月日を記載するとともにその確認した書類の写し等をこの名簿に添付しなければなりません。
3. この名簿は、従業者の退職（解雇、退職、死亡）の日から起算して3年間は保存しなければなりません。
4. ※印欄は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律以外の項目です。
ご自由にご利用下さい。
5. 従業者名簿の作成は、この書式（用紙）を使用することが義務づけられているものではありません。

従業者名簿の記載方法

◎ はじめに

風適法（平成 18 年 5 月 1 日改正）により、下記 1～7 の営業者は、従業者名簿を営業所ごと（無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者にあつては、事務所）に備え付け、また、その従業者が退職（又は、解雇・死亡）した日から 3 年間は、その従業者名簿を保管しておくことが、義務付けられております。

1. 風俗営業（1号～8号）を営む風俗営業者
2. 深夜における酒類提供飲食店営業を営む営業者
3. 深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を営む営業者を除く）
4. 店舗型性風俗特殊営業を営む者
5. 無店舗型性風俗特殊営業を営む者
6. 店舗型電話異性紹介営業を営む者
7. 無店舗型電話異性紹介営業を営む者

◎ 従業者名簿には、次の内容を記載し、確認書類をコピーして添付して下さい。

ア. 従業者の **氏名、性別、生年月日、住所、本籍（国籍）** の項目と、その **確認年月日**

イ. 従事する業務の内容 ※ 接客業務、ウェイター、会計、調理業務など

ウ. 採用の年月日、退職年月日

◎ 名簿の管理方法

現在の雇用している従業者名簿ファイルと、退職（又は、解雇・死亡）した従業者名簿ファイル 2 冊作って、ファイル綴じする方法が一般的です。

尚、電磁的方法により、記録されたもので、必要に応じて直ちに表示することができる場合は、当該記録を従業者名簿に代えることができます。

※ 注意

従業者名簿を備えなかったり、名簿の記載内容の不備、虚偽の記載をした場合は、100万円以下の罰金に処せられます。（平成 18 年 5 月 1 日改正）

風俗営業許可のお困りごと、お気軽にお問い合わせください。

電話受付（9:00～18:00）、メール 24 時間受付。創業 22 年の安心と実績
風俗営業許可申請手続きサポート☆（新規・各種変更届・構造変更など）

〒170-0013

東京都豊島区東池袋 1-31-15 トーカン第 2 キャステール 507 号

行政書士 松井事務所 所長・行政書士 松井 徹

電話：03-3983-7748 FAX：03-3983-1922

URL <http://www.matsuioffice.com>

メール info@matsuioffice.com

携帯サイト
QR コード

